

令和7年度 訓子府町社会福祉協議会事業計画

I. 社会福祉事業関係

1. 事業方針

地域社会を取り巻く環境は、少子・高齢化、人口減少の急激な進行、家族機能の変化、価値観の多様化、ICT通信機器の普及など社会環境が著しく変化しました。それに伴い、高齢者世帯の増加や核家族化、ひきこもりなどによる8050問題、育児と介護が同時進行するダブルケア、家族のケアを子供がするヤングケアラー、児童・高齢者の虐待や貧困問題、社会全般に孤立や不安、巣ごもりフレイルなど、同一世帯内に複数の地域生活課題が複雑に絡み合い、自助機能も低下し、分野を越えた公的支援や地域との連携による支援など、これまでになかった新たな支援体制が求められています。

こうした状況の中、地域福祉の推進という社会福祉協議会の理念に基づき、地域住民が互いに人格や個性を尊重し、誰もが支え合いながら住み慣れた地域で安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会の実現」のため、町内会・実践会の皆さまのご支援ご協力をいただきながら、行政、民生委員児童委員、ボランティア、各関係機関・団体など、地域住民と地域の多様な主体との協働による「地域共生社会」の実現を目指して、福祉活動の推進に努めてまいります。

2. 事業計画

(1) 法人運営

- ①自主財源の確保
 - ・住民の社協の事業に対する理解を得、会員加入率の向上を図る。
- ②組織体制の確保
 - ・執行機関である理事会、議決機関である評議員会を開催し円滑な運営及び機能強化を図る。
- ③監事監査を年4回、四半期ごとに実施
- ④役員研修の実施
 - ・社協における運営のあり方、果たすべき役割等についての研修
- ⑤職員の資質向上のため各種研修会等へ職員派遣
- ⑥広報事業
 - ・社協事業を広く町民に理解してもらうために、社協だより（年4回）の発行及びホームページにより周知を図る。
 - ・事業推進パンフレットの発行
- ⑦関係機関との連携

(2) 地域福祉事業

- ①「ふれあい昼食会」の開催
 - ＊毎月1回、70歳以上の単身高齢者を招待し、閉じこもり防止や生きがいづくりの場として開催
 - ・ボランティア協力会員の手作り料理
 - ・希望者には社協職員が送迎
 - ・町内各サークル等の余興〔民舞、民謡、詩吟、カラオケ、読み聞かせ等〕
- ②小地域ネットワーク事業の推進
 - ・地域の福祉課題について、住民主体により解決を図ると共に地域のつながりを構築することを目的として、民生委員児童委員が行う「ふれあいチーム推進事業」や町内会、実践会、ボランティア、老人クラブ等への支援及び活動費の助成
- ③サロン活動助成金事業
 - ・高齢者や障がい者、子育て世帯などから作る自主的な活動に対して活動費の助成を行い、孤独感の解消や生きがいづくり、住民相互の交流や親睦を推進する。
- ④ボランティア振興基金助成事業
 - ・町内の地域活動や住民相互の交流や親睦活動、ボランティア活動等を推進して、地域福祉の増進を図ることを目的に活動費を助成
- ⑤生活支援コーディネーターの配置（町受託事業）

- ・ボランティア団体や地縁組織等の多様な担い手の活用及び担い手の育成
- ・支え合い体制づくりに関する住民、各種団体への周知及び意識啓発（地域サロン活動の推進、活性化等）
- ・協議体との連携、協働、運営に関することや関係諸団体との情報共有及び連携
- ・生活支援サポーター派遣事業（町事業）に関すること
（生活支援サポーターの養成及び利用者とのマッチング等）
- ⑥日常生活自立支援事業の実施（道社協受託事業）
 - ・在宅で生活されている認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき福祉サービス等の情報提供、日常的な金銭管理を行う。
- ⑦社協のあずかりサービス事業の実施
 - ・日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用予定者、一時的な入院や福祉施設短期利用者を対象として、利用者との契約に基づき一時的な金銭管理を行う。
- ⑧成年後見制度の推進
 - ・北見地域成年後見中核センター「訓子府町一次相談窓口」の開設
 - ・法人後見事業の実施
- ⑨心配ごとや悩みごとに関しての、民生委員児童委員による相談窓口を開設

（３）ボランティア活動推進事業

- ①ボランティアセンターの運営
 - ・センター登録者の増加に努め、ボランティア活動の活性化を図る。
 - ・適切なコーディネート並びにボランティア保険加入促進
 - ・町広報、社協だより等により情報発信
 - ・ボランティア育成のための講習会、講座を開催
 - ・町内小、中学校「福祉の学習」に協力
 - ・ボランティア研修会等へ参加
- ②個人及びボランティア団体との連携、支援
- ③各種ボランティア活動への支援
- ④町内各学校におけるボランティア活動への助成
- ⑤ボランティアポイント事業
 - ・ボランティアセンターが行うボランティア活動や訓子府町が行う生活支援サポーター派遣事業によるサポーター活動等に対し、30分につき1ポイントを付与し、10ポイントでメロスタンプ券1枚と交換
- ⑥災害時のボランティア活動の体制整備

（４）共同募金配分金事業

- ①訓子府町共同募金委員会の事務局を担当し、各種事業の実施
- ②共同募金委員会及び理事会の開催
- ③赤い羽根共同募金運動の実施
- ④共同募金配分金事業（事業費助成）
 - ・広報誌発行事業（社協だより）
 - ・交通安全資材配布事業
 - ・老人クラブ連合会助成
 - ・NPO法人クンネプコタン子ども食堂事業助成
 - ・子ども会育成連絡協議会助成
 - ・遺族会助成
 - ・社明運動推進委員会助成
 - ・クリスマスお楽しみ会事業
（民生委員児童委員協議会主催・社会福祉協議会共催事業）
 - ・ふれあい昼食会事業
- ⑤歳末たすけあい運動の実施
 - ・歳末たすけあい募金運動の実施
 - ・歳末まごころプレゼント事業の実施
歳末たすけあい募金を“ひとり親世帯”及び“75歳以上の単身世帯”等へ「まごころプレゼント」として贈呈（地区担当民生委員児童委員による訪問）

(5) 身体障がい者福祉事業

- ①障害者外出支援サービス事業の実施（町受託事業）

(6) 高齢者福祉事業

- ①声かけ郵便事業の実施
 - ・各学校の児童、生徒及びボランティアの協力を仰ぎ、70 歳以上の単身高齢者へ手紙を書き、配達時に郵便局員による「声かけ」、「安否確認」
- ②夜光反射材付の杖を希望者へ無償で配付
- ③訓子府町老人クラブ連合会の事務局を担当し各種事業の実施

(7) その他関係福祉団体との連携

- ①北見地区保護司会訓子府町分区の事務局を担当し各種事業を実施
- ②社会を明るくする運動訓子府町地区推進委員会の事務局を担当し各種事業の実施
- ③釧路更生保護協会訓子府町分会の事務局を担当し各種事業の実施
- ④訓子府町遺族会の事務局を担当し各種事業の実施

(8) 福祉資金貸付事業

- ①生活資金等を一時的に必要とする世帯に貸付
- ②負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中に生計を維持するための医療資金貸付
- ③道社協生活福祉資金貸付各種制度の利用促進及び借入事務
 - ・総合支援資金、福祉資金（緊急小口資金、福祉費）、教育支援資金等

(9) その他の事業

- ①日本赤十字社訓子府町分区の事務局を担当し、赤十字活動を推進
- ②高齢者等災害弱者の救援活動について、各関係機関等との連携
- ③災害被災者への見舞金贈呈
- ④葬儀用供花ポスターの頒布
- ⑤収集活動の実施（リングプル、古切手）
- ⑥物品貸与事業
 - ・車イスの無償貸出し（短期間の家庭介護や入院、イベント参加、旅行等）
 - ・レクリエーション用具等の貸出し
- ⑦誕生お祝品の贈呈（新生児の健やかな成長を願い贈呈）
- ⑧介護職員初任者研修費を助成

Ⅱ. 訪問介護事業関係

1. 事業方針

介護保険制度等によるケアプラン（居宅サービス計画書及び介護予防サービス計画書）に沿った訪問介護並びに、障害者総合支援法による障がい者・障がい児の訪問介護を行い、自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

また、介護保険認定対象外の方や、障害者総合支援法及び町が行うホームヘルプサービス（受託事業）を受けることができない高齢者や障がい者等に対して、利用者の実費負担による社協独自の事業を継続して実施し、より質の高いサービスの提供を心がけ、ご利用者、ご家族皆様に支持される事業所となるよう努めてまいります。

2. 事業項目

- (1) 訪問介護計画の作成
- (2) 身体介護業務（入浴・排泄・食事・通院介護等）
- (3) 生活援助業務（調理・掃除・洗濯等）
- (4) 社協の訪問介護事業『わが家で安心 訪問介護サービス事業』
（身体介護・生活援助・その他必要な支援）

- (5) 訓子府町在宅福祉サービス「ホームヘルプサービス」(町受託事業)
- (6) 声かけ訪問
 - ①安否確認
 - ②福祉ニーズを的確に把握し、サービスの向上及びご利用者の拡大を図る
- (7) 生活情報等の提供
- (8) 生活上の相談・助言
- (9) ご家族との連絡調整
- (10) 訪問介護員の各種会議・研修会等へ職員派遣

Ⅲ. 居宅介護支援事業関係

1. 事業方針

介護支援専門員は、要介護・要支援に認定されたご利用者が可能な限りその居宅において、自立した生活を営むことができるよう配慮し、ご利用者の選択に基づき、多様な社会資源から適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、総合的かつ効果的に提供されるよう支援します。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センターをはじめ、指定居宅サービス事業者、他の居宅介護支援事業者及び介護保険施設等の保健・医療・福祉サービス機関との連携を図るとともに、ご利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類、又は特定のサービス事業者に偏ることのないよう、公正中立な業務に努めてまいります。

2. 事業項目

- (1) 要介護・要支援者の心身の状況及び家族状況等の実態把握
- (2) 介護相談と訪問指導・助言
- (3) 介護保険居宅サービス計画の作成
- (4) 介護予防サービス計画作成等に係る業務 (町受託事業)
- (5) 介護保険認定調査 (町受託事業)
- (6) 住宅改修の相談
- (7) サービス利用の手続き代行、利用調整
- (8) 福祉用具の展示・選定、使用方法の指導・助言
- (9) 認知症地域支援・ケア向上における専門職派遣業務 (町受託事業)
- (10) 町の在宅福祉サービス・地域支援事業に係る情報収集業務及び申請代行
 - 「在宅福祉サービス」
 - ①配食サービス ②移送サービス ③緊急通報装置の貸与 ④住宅改修費の助成
 - ⑤除雪サービス ⑥愛の声かけ訪問 ⑦訪問サービス ⑧障がい者外出支援サービス
 - ⑨ショートステイ ⑩ホームヘルプサービス
 - 「地域支援事業」
 - ⑪介護用品の購入費助成 ⑫成年後見制度利用支援事業
 - ⑬認知症高齢者等ＳＯＳネットワーク ⑭生活支援サポーター派遣事業
 - ⑮緊急医療情報キット配布事業 ⑯高齢者等見守り位置探索サービス
 - ⑰指定ごみ袋無償交付事業
- (11) 介護支援専門員の現任研修及び各種会議・研修会等へ職員派遣